

一般競争入札による  
第1期一人一台端末売払い応募要領

令和8年4月

掛川市教育委員会 学校教育課

# 目 次

○一般競争入札による第1期一人一台端末売払いの流れ	3
○一般競争入札による第1期一人一台端末売払いの概要	5
○入札参加心得書	13
○各種様式（様式第1～12号）	18
○入札用封筒の記載及び封入方法	31
○入札物件調書	33
○売買仮契約書(案)	34
○仕様書	38

## 一般競争入札による第1期一人一台端末売払いの流れ

以下のスケジュールで一般競争入札により GIGA スクール構想で整備した第1期一人一台端末の売払いを行います。

なお、一般競争入札とは、市が事前に定めた予定価格（最低売却価格）以上の入札のうち、最高金額の入札を行った方を落札者として決定する方法です。

申込受付	<ul style="list-style-type: none"><li>○申込受付期間 令和8年4月16日（木）～令和8年4月23日（木）</li><li>○申込受付時間 午前9時～午後5時</li><li>○申込受付方法 持参又は郵送</li></ul>
------	--



入札	<ul style="list-style-type: none"><li>○日時 令和8年5月1日（金）午後1時30分 （受付時間：午後1時～午後1時30分）</li><li>○場所 掛川市教育委員会2階 会議室</li></ul>
----	---



決定通知の送付	○入札終了後、落札者に対して決定通知を送付します。
---------	---------------------------



契約の締結	<ul style="list-style-type: none"><li>○落札者は、決定通知を受領した後、仮契約を締結します。</li><li>○令和8年6月議会において議決された後、本契約が成立した旨の通知を送付します。</li><li>○落札者は、本契約が成立した旨の通知を受領後、指定期日までに契約保証金として、落札金額の100分の10に相当する額を納付していただきます。</li></ul>
-------	---



各学校からの回収作業	○各学校から売却物件の第1期一人一台端末を回収していただきます。
------------	----------------------------------



データ消去作業	○各学校から回収した売却物件の第1期一人一台端末について、専用ソフトウェアを使ってデータ消去していただきます。 ○データ消去作業完了後、データ消去完了証明書を提出していただきます。
---------	---



売買代金の納付	○別途仕様書に定める各事項の履行を確認後、指定期日までに売買代金の残額を納付していただきます。 ○契約保証金は、売買代金に充当するものとします。
---------	---

## 一般競争入札による第1期一人一台端末売払いの概要

### 1 入札対象物件

売却物件	第1期一人一台端末 (iPad 第8世代 Wi-Fi モデル) 計 10,500 台 ※付属品 (カバーキーボード、ACアダプタ、充電ケーブル等) も売却物件に含みます。ただし、第1期一人一台端末の数量から過不足があっても良いものとし ます。
予定価格 (最低売却価格)	52,500,000 円

### 2 入札参加資格者

- (1) 掛川市における物品等の製造販売 (卸売・小売)、役務の提供の令和8年度における競争入札参加資格の認定を受けていること。また、同資格の申請時に「物品の買受け」のうち「その他」を希望していること。
- (2) 入札参加者の営業所が、令和8年度における掛川市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 掛川市物品購入等契約の指名停止実施要綱に基づく入札参加停止等の期間中でないこと。
- (4) 公告日から継続して、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。) 第10条第3項の認定 (使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、静岡県を含んでいるものに限る。) を受けていること。また、再資源化事業計画の認定申請時に、「使用済小型電子機器等の再使用」について申請を行い、許可を取得していること。
- (5) (4)に係り、入札参加申込時に小型家電リサイクル法の認定を受けていること等を証明する書類等を提出すること。
- (6) GIGA スクール構想により整備した第1期一人一台端末が、情報機器である性質を踏まえ、入札参加者が、小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコンやタブレット端末等の処分実績について、令和8年度までに年間11,000台以上の処分実績を有すること。
- (7) (6)に係り、入札参加申込時に小型家電リサイクル法の認定計画に基づく処分実績がわかる書類等を提出すること。
- (8) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
  - イ 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法

- 律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者
- ウ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する掛川市の職員
- エ 一般競争入札参加申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者
- オ 次の各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (ア) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (イ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (ウ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (エ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- カ その他、市長が入札参加者として不相当であると判断した者

### 3 入札に参加する申込受付期間及び申込受付方法

#### (1) 申込受付期間

令和 8 年 4 月 16 日（木）から令和 8 年 4 月 23 日（木）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

#### (2) 申込受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

#### (3) 申込受付方法

持参又は郵送によるものとします。郵送の場合は、必ず電話にて発送した旨を報告してください。なお、令和 8 年 4 月 23 日（木）午後 5 時に必着とします。

担当部署	掛川市教育委員会 学校教育課 指導係
郵便番号	436-8650
住所	静岡県掛川市長谷一丁目 1 番地の 1
電話番号	0537-21-1156（直通）
電子メール	gaku-kyoiku@city.kakegawa.shizuoka.jp

(4) 申込に必要な書類

以下の書類を期限までに提出してください。

- 一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- 令和8年度掛川市一般競争入札参加資格申請時に「物品の買受け」のうち「その他」を希望していることがわかる書類の写し
- 登記事項証明書（法人登記簿謄本）  
※提出日から起算して3か月以内に発行されたものに限り有効とします。
- 同意書（様式第3号）
- 誓約書（様式第4号）
- 印鑑登録証明書
- 使用印鑑届（様式第5号）
- 小型家電リサイクル法第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、静岡県を含んでいるものに限る。）を受けていること等を証明する書類
- 小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコンやタブレット端末等の処分実績について、令和8年度までに年間11,000台以上の処分実績を有することがわかる書類

(5) その他

同一物件について、同一参加者が重複して申込むことはできません。

4 一般競争入札参加申込書の審査及び一般競争入札参加資格通知書の送付

(1) 一般競争入札参加申込書の審査

申込受付期間に提出していただいた一般競争入札参加申込書の内容について、入札参加資格等を満たしているか審査させていただきます。

(2) 一般競争入札参加資格通知書の送付

審査の結果について、一般競争入札参加資格通知書（様式第2号）を送付させていただきます。入札参加資格が認められた場合は、入札執行日まで厳重に保管していただき、入札日当日に入札会場まで持参してください。

なお、入札参加資格が認められなかった場合で、その理由について説明を求める場合の手続きについては、「5 入札参加資格なし理由請求及び回答」を御確認ください。

(3) 一般競争入札参加資格通知書の送付時期

令和8年4月24日（金）

## 5 入札参加資格なし理由請求及び回答

入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができます。説明を求める場合は、入札参加資格なし理由請求書（様式第 11 号）を提出してください。

### (1) 入札参加資格なし理由請求に係る提出日時

令和 8 年 4 月 27 日（月） 正午

### (2) 入札参加資格なし理由請求に係る提出方法

持参、郵送、電子メールのいずれかの方法によるものとします。

なお、郵送又は電子メールの場合は、必ず電話にて発送又は送信した旨を報告してください。郵送の場合は、令和 8 年 4 月 27 日（月）正午に必着とします。

担当部署	掛川市教育委員会 学校教育課 指導係
郵便番号	436-8650
住所	静岡県掛川市長谷一丁目 1 番地の 1
電話番号	0537-21-1156（直通）
電子メール	gaku-kyoiku@city.kakegawa.shizuoka.jp

### (3) 入札参加資格なし理由請求に係る回答日時

令和 8 年 4 月 28 日（火） 午後 5 時

### (4) 入札参加資格なし理由請求に係る回答方法

入札参加資格なし理由請求を行った者に対して、入札参加資格なし理由請求に係る回答書（様式第 12 号）にて、個別に回答するものとします。

## 6 仕様書等に係る質疑及び回答

仕様書等に係る質疑がある場合は、仕様書等に係る質疑書（様式第 9 号）を提出することができます。

### (1) 質疑提出日時

令和 8 年 4 月 23 日（木） 午後 5 時

### (2) 質疑提出方法

持参、郵送、電子メールのいずれかの方法によるものとします。

なお、郵送又は電子メールの場合は、必ず電話にて発送又は送信した旨を報告してください。郵送の場合は、令和 8 年 4 月 23 日（木）午後 5 時に必着とします。

担当部署	掛川市教育委員会 学校教育課 指導係
郵便番号	436-8650
住所	静岡県掛川市長谷一丁目 1 番地の 1
電話番号	0537-21-1156（直通）
電子メール	gaku-kyoiku@city.kakegawa.shizuoka.jp

(3) 質疑回答日時

令和8年4月24日(金) 午後5時

(4) 質疑回答方法

掛川市ホームページ(入札・契約・検査)にて、仕様書等に係る質疑回答書(様式第10号)を掲載します。

なお、質疑がなかった場合は、掛川市ホームページに掲載しないものとします。

## 7 入札

(1) 入札日時

令和8年5月1日(金) 午後1時30分 (受付時間: 午後1時~午後1時30分)

(2) 入札場所

掛川市教育委員会2階 会議室

(3) 入札当日の持ち物

以下のものを必ず持参してください。

- 一般競争入札参加資格通知書(様式第2号)  
(掛川市教育委員会から送付されたもの)
- 入札書(様式第6号)及び封筒  
(記入を済ませ、別途指定する方法で厳封されたもの)
- 印鑑(使用印鑑届に押印した印鑑、本人の場合は本人の印鑑、代理人が入札を行う場合は委任状の代理人使用印と同一の印鑑)
- 委任状(様式第7号)  
(入札者から代理人として委任を受ける場合のみ)
- 公的な本人確認書類(運転免許証、個人番号カード等)
- 筆記用具(黒色の油性ボールペン又は万年筆)

(4) 入札保証金

不要

(5) 入札方法及び入札書の記入方法

ア 入札は、所定の入札書により紙入札を行います。

イ 入札書に必要事項を記入押印のうえ、別途指定する方法で厳封された状態で入札会場に持参し、指定された時間に提出してください。

ウ 入札書には、黒色の油性ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。なお、鉛筆やシャープペンシルは使用できません。

エ 入札金額は、1枠ずつアラビア数字(算用数字)を使用してください。また、金額の頭に1枠を使って、¥マークを付けてください。

オ 入札金額は、入札対象物件の対象台数を買受ける総額を記入してください。

カ 入札金額は、積算した契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を記入してください。

キ 入札書提出後に、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

ク 代理人が入札を行う場合は、所定の委任状を入札執行前に提出してください。

#### (6) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加資格のない者

イ 金額その他の事項につき確認できない記載をした者

ウ 談合その他不正行為を行ったと認められる者

エ 入札対象財産 1 件につき 2 以上の入札をした者

オ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者

カ 入札対象財産 1 件につき 2 人以上の代理人となって入札をした者

キ 入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者

ク 鉛筆書きの入札をした者

ケ 金額を訂正した入札をした者

コ 指定した日時、場所に入札をしなかった者

サ 郵送又は電送による入札をした者

シ 担当職員の指示に従わず入札をした者

ス 委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者

セ 入札参加心得書に示した条件に違反して入札した者

ソ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者

#### (7) 入札の辞退

ア 入札参加申込後に入札を辞退する場合は、速やかに入札辞退届（様式第 8 号）を提出してください。

イ 入札日当日に提出される場合は、令和 8 年 5 月 1 日（金）正午までに、掛川市教育委員会学校教育課まで持参してください。

#### (8) 入札の延期又は中止

開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期又は中止することがあります。

#### (9) 開札

開札は、入札参加者の面前で入札終了後、直ちに行うものとします。

#### (10) 落札者の決定

ア 開札の結果、市が事前に定めた予定価格（最低売却価格）以上の入札のうち、最高金額の入札を行った者を落札者とします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数

金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とします。

ウ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上いる場合は、直ちにくじにより落札者を決定するものとします。

(11) 入札結果の情報公開

ア 入札結果については、入札参加者、落札者の法人名及び落札金額について、掛川市ホームページで公表します。

イ 掛川市情報公開条例(平成17年掛川市条例第15号)に基づく開示請求がなされた場合は、落札者に関する情報を開示することがあります。

8 落札者との契約手続き

(1) 決定通知書の送付

入札終了後、落札者には決定通知書を送付します。

(2) 契約の締結

落札者は、決定通知書を受領後、仮契約を締結します。

本契約については、掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年掛川市条例第43号)第3条の規定に基づき、掛川市議会の議決を経たときに本契約が成立するものとします。

なお、契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(3) 契約保証金

落札者は、令和8年6月議会において議決された後、契約保証金として落札金額の100分の10に相当する金額を納付していただきます。なお、契約保証金は、売買代金に充当するものとします。

(4) 売買代金

別途仕様書に定める各事項の履行を掛川市教育委員会で確認後、指定期日までに売買代金の残額を納付していただきます。なお、落札者が、売買代金を納付しない場合は、契約を解除することができます。その場合、契約保証金は返金いたしません。

9 用途の制限

落札者は、買受けた財産の用途について、次の各号のいずれかに該当する場合は使用することができません。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供しようとする用途での使用
- (4) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする用途での使用

#### 10 その他

本応募要領に定めのない事項については、入札公告、入札参加心得書、仕様書、地方自治法、地方自治法施行令、掛川市契約規則、掛川市財産管理規則等の定めによるものとします。

## 入 札 参 加 心 得 書

(趣旨)

第1条 この心得書には、一般競争入札による第1期一人一台端末の売払いに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加者の責務)

第2条 一般競争入札による第1期一人一台端末の売払いに参加を希望する者（以下、「入札参加希望者」という。）は、この入札参加心得書のほか、一般競争入札による第1期一人一台端末売払い応募要領（以下、「応募要領」という。）の記載事項及び仕様書を熟知のうえ、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第3条 入札参加資格は、次の各号のとおりとします。

- (1) 掛川市における物品等の製造販売（卸売・小売）、役務の提供の令和8年度における競争入札参加資格の認定を受けていること。また、同資格の申請時に「物品の買受け」のうち「その他」を希望していること。
- (2) 入札参加者の営業所が、令和8年度における掛川市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 掛川市物品購入等契約の指名停止実施要綱に基づく入札参加停止等の期間中でないこと。
- (4) 公告日から継続して、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、静岡県を含んでいるものに限る。）を受けていること。また、再資源化事業計画の認定申請時に、「使用済小型電子機器等の再使用」について申請を行い、許可を取得していること。
- (5) (4)に係り、入札参加申込時に小型家電リサイクル法の認定を受けていること等を証明する書類等を提出すること。
- (6) GIGA スクール構想により整備した第1期一人一台端末が、情報機器である性質を踏まえ、入札参加者が、小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコンやタブレット端末等の処分実績について、令和8年度までに年間11,000台以上の処分実績を有すること。
- (7) (6)に係り、入札参加申込時に小型家電リサイクル法の認定計画に基づく処分実績がわかる書類等を提出すること。
- (8) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
  - イ 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法

律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者

ウ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する掛川市の職員

エ 一般競争入札参加申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者

オ 次の各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(イ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ウ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(エ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

カ その他、市長が入札参加者として不相当であると判断した者

(入札参加申込み)

第 4 条 入札参加希望者は、市が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を掛川市教育委員会学校教育課に提出してください。なお、指定した日までに必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

(1) 一般競争入札参加申込書(様式第 1 号)

(2) 令和 8 年度掛川市一般競争入札参加資格申請時に「物品の買受け」のうち「その他」を希望していることがわかる書類の写し

(3) 登記事項証明書(法人登記簿謄本)

※提出日から起算して 3 か月以内に発行されたものに限り有効とします。

(4) 同意書(様式第 3 号)

(5) 誓約書(様式第 4 号)

(6) 印鑑登録証明書

(7) 使用印鑑届(様式第 5 号)

(8) 小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項の認定(使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、静岡県を含んでいるものに限る。)を受けていること等を証明する書類

(9) 小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコンやタブレット端末等の処分実績について、令和 8 年度までに年間 11,000 台以上の処分実績を有することがわかる書類

2 電送による一般競争入札参加申込書及び関係書類の提出はできません。

(入札時の持参書類等)

第5条 入札に参加する者(以下、「入札参加者」という。)は、次の各号に掲げる書類を入札当日、入札会場に持参してください。

- (1) 一般競争入札参加資格通知書(様式第2号)  
(掛川市教育委員会から送付されたもの)
- (2) 入札書(様式第6号)及び封筒  
(記入を済ませ、別途指定する方法で厳封されたもの)
- (3) 印鑑(使用印鑑届に押印した印鑑、本人の場合は本人の印鑑、代理人が入札を行う場合は委任状の代理人使用印と同一の印鑑)
- (4) 委任状(様式第7号)(入札者から代理人として委任を受ける場合のみ)
- (5) 公的な本人確認書類(運転免許証、個人番号カード等)
- (6) 筆記用具(黒色の油性ボールペン又は万年筆)

2 代理人が入札を行う場合は、所定の委任状を入札開始前に必ず提出してください。ただし、1人で2人以上の代理人を兼ねることはできません。

(入札書)

第6条 入札書には、入札参加者(法人)の所在地、名称及び代表者名を記入のうえ、押印してください。押印する印鑑は、使用印鑑届に押印した印鑑と同一のものにしてください。

- 2 記入にあたっては、黒色の油性ボールペン又は万年筆を使用してください。
- 3 入札金額は、1枠ずつアラビア数字(算用数字)を使用してください。また、金額の頭に1枠を使って、¥マークを付けてください。
- 4 代理人が入札する場合は、入札書の入札参加者(法人)の所在地、名称及び代表者名を記入押印するとともに、代理人の住所及び氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印すること。
- 5 入札書は封筒に入れ、入札参加者(法人)の所在地、名称及び代表者名を封筒に表記し、市の担当者の指示に従い、入札会場に提出してください。なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名も封筒に併記してください。封筒の記入方法については、別途指示します。
- 6 入札書提出後に、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者
- (2) 金額その他の事項につき確認できない記載をした者
- (3) 談合その他不正行為を行ったと認められる者
- (4) 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者

- (5) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者
- (6) 入札対象財産1件につき2人以上の代理人となって入札をした者
- (7) 入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者
- (8) 鉛筆書きの入札をした者
- (9) 金額を訂正した入札をした者
- (10) 指定した日時、場所に入札をしなかった者
- (11) 郵送又は電送による入札をした者
- (12) 担当職員の指示に従わず入札をした者
- (13) 委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者
- (14) 入札参加心得書に示した条件に違反して入札した者
- (15) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者

(開札)

第8条 開札は、入札参加者の面前で入札終了後、直ちに行うものとします。ただし、入札参加者が開札に立ち会わない場合には、入札に関係ない掛川市教育委員会職員を立ち会わせて開札します。この場合、入札参加者は異議の申し立てをすることができません。

(落札者の決定)

第9条 開札の結果、市が事前に定めた予定価格（最低売却価格）以上の入札のうち、最高金額の入札を行った者を落札者とします。

2 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上いる場合は、直ちにくじにより落札者を決定するものとします。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係ない掛川市教育委員会職員が代わりにくじを引き決定します。なお、入札参加者は、この決定に対して異議の申し立てをすることができません。

3 落札者があるときは、入札参加者に対して、落札者の氏名（名称）及び落札金額を直ちに口頭で公表します。落札者がいないときは、その旨を直ちに口頭で公表します。

(入札の延期又は中止)

第10条 開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期又は中止することがあります。

(契約の締結)

第11条 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対して、決定通知書を送付します。

2 落札者は、決定通知書を受領後、仮契約を締結します。

3 本契約については、掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第3条の規定に基づき、掛川市議会の議決を経たときに本契約が成立するものとします。

4 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

5 落札者が、指定の期間内に契約を締結しないときは、その落札結果については、効力を失います。

(契約保証金)

第12条 落札者は、令和8年6月議会において議決された後、契約保証金として落札金額の100分の10に相当する金額を納付していただきます。

2 契約保証金は、売買代金に充当するものとします。なお、契約保証金には、利息を付さないものとします。

(売買代金の支払い)

第13条 別途仕様書に定める各事項の履行を掛川市教育委員会で確認後、指定期日までに売買代金の残額を納付していただきます。

2 落札者が、売買代金を納付しない場合は、契約を解除することができます。その場合、契約保証金は返金いたしません。

3 落札者が、売買代金を別途指定する期限までに納付しない場合は、落札者はその日の翌日から起算して実際に納付した日まで、納付すべき金額に年3.0パーセントの割合を乗じて算出した金額を、遅延利息として支払わなければなりません。

(契約不適合責任)

第14条 落札者は、この契約の締結後、別途仕様書に記載の事項を除き、当該物件に隠れた契約不適合があることを発見した場合であっても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

2 当該契約が、消費者契約法の適用を受ける場合については、当該物件の引き渡しの日から2年間は、売買代金の減額を請求することができるものとします。

(入札結果の情報公開)

第15条 入札結果については、入札参加者、落札者の法人名及び落札金額について、掛川市ホームページで公表します。

2 掛川市情報公開条例（平成17年掛川市条例第15号）に基づく開示請求がなされた場合は、落札者に関する情報を開示することがあります。

受付番号(掛川市記入欄)

※

様式第1号

## 一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先)

掛川市長 久保田 崇 様

(申込者)

住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

一般競争入札による一人一台端末の売払い応募要領に記載の入札参加資格の条件、入札参加心得書、仕様書等の記載事項について承諾のうえ、以下のとおり、入札への参加を申し込みます。

1 入札公告日

令和8年4月16日(木)

2 入札件名

令和8年度 学校教育デジタル化推進事業  
第1期一人一台端末等売買業務

3 入札対象物件

第1期一人一台端末(iPad 第8世代 Wi-Fi モデル) 計10,500台

※付属品(カバーキーボード、ACアダプタ、充電ケーブル等)も対象物件に含む。

4 入札対象物件番号

学教1

(裏面に続く)

5 登録業種

掛川市への競争入札参加資格審査申請時に、希望した項目に○を付けてください。

資格の種類	希望した項目	物品の買受け	
営業品目		401	立木竹
		402	その他( )

6 同種業務の実績

小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコンやタブレット端末等の処分実績について、以下のとおり申告いたします。

発注者	受注者	業務名	契約期間	契約金額	処分台数
				円	台
				円	台
				円	台
				円	台
				円	台
合 計					台

※契約金額欄は、税込み金額を御記入ください。

※処分台数の合計が、「年間 11,000 台以上」となっていることを確認してください。

※記入欄が不足する場合には、適宜、追加してください。

※上記実績を証明する書類を提出してください。

※虚偽の申請を行った場合は、入札が無効となることがあります。

受付番号

様式第 2 号

## 一般競争入札参加資格通知書

掛学教第 号

令和 年 月 日

(あて先)

商号又は名称

代表者役職・氏名 様

(回答者)

掛川市長 久保田 崇

令和 年 月 日付けで申込のあった掛川市が一般競争入札を行う「令和 8 年度 学校教育デジタル化推進事業 第 1 期一人一台端末等売買業務」における一人一台端末の売払いについて、一般競争入札参加申込書の内容を審査した結果、以下のとおり決定したので通知いたします。

入札告示日	令和 8 年 4 月 16 日 (木)	
入札件名	令和 8 年度 学校教育デジタル化推進事業 第 1 期一人一台端末等売買業務	
入札対象物件番号	学教 1	
入札対象物件	第 1 期一人一台端末 (iPad 第 8 世代 Wi-Fi モデル) 計 10,500 台 ※付属品 (カバーキーボード、AC アダプタ、充電ケーブル等) を含む。	
入札参加資格の有無	有 ・ 無	
	入札参加資格がない と決定した理由	
入札日	令和 年 月 日 ( )	

(注)入札参加資格がないと決定した場合は、その理由について説明を求めることができます。説明を求める場合は、令和 8 年 4 月 27 日 (月) 正午までに、掛川市教育委員会 学校教育課に「入札参加資格なし理由請求書 (様式第 11 号)」を提出してください。

様式第3号

## 同意書

令和 年 月 日

(あて先)

掛川市長 久保田 崇 様

(申込者)

住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

私は、掛川市に提出した一般競争入札参加申込書及び関係書類に記載された住所、氏名、電話番号、その他の個人情報について、入札参加資格確認のため、必要な官公庁への照会を行うことに同意します。

様式第4号

## 誓約書

令和 年 月 日

(あて先)

掛川市長 久保田 崇 様

(申込者)

住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

私は、以下に掲げる者には該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。  
また、掛川市が暴力団排除のため、必要な官公庁への照会を行うことについて承諾します。

- 1 役員等（法人の役員又はその支店等の代表者をいう。以下についても同様とする。）  
が暴力団又は暴力団員等であると認められる者
- 2 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

様式第5号

## 使用印鑑届

令和 年 月 日

(あて先)

掛川市長 久保田 崇 様

(申込者)

住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

一般競争入札による一人一台端末の売払いについて、以下の印鑑を入札、見積、契約の締結等で使用したいので、本書面にて届け出します。

会社印	代表者印

※本書面と併せて、印鑑登録証明書を提出してください。

様式第 6 号

## 入 札 書

一般競争入札による一人一台端末の売払い応募要領、入札参加心得書、仕様書等の定めるところに従い、以下の金額で入札します。

入札対象 物件番号	入札対象物件
学教 1	第 1 期一人一台端末 (iPad 第 8 世代 Wi-Fi モデル) 計 10,500 台 ※付属品 (カバーキーボード、AC アダプタ、充電ケーブル等) を含む。

入札 金額 (総額)	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

※入札金額は、積算した契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を記入してください。

令和 年 月 日

(あて先)

掛川市長 久保田 崇 様

(入札者)

住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

(代理人)

住所

商号又は名称

代理人役職・氏名

印

(注)金額は、1 枠ずつアラビア数字 (算用数字) で記入し、金額の頭に ¥ マークを付けること。また、代理人が入札する場合は、入札者の住所・氏名を記入押印のうえ、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印すること。

# 委任状

令和 年 月 日

(あて先)

掛川市長 久保田 崇 様

(入札者)

住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

私は、以下の入札対象物件の買受けについて、以下の者を代理人として定め、入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

入札対象 物件番号	入札対象物件
学教1	第1期一人一台端末 (iPad 第8世代 Wi-Fi モデル) 計10,500台 ※付属品 (カバーキーボード、ACアダプタ、充電ケーブル等) を含む。

代理人住所及び代理人氏名	代理人使用印

※1人で2人以上の代理人を兼ねることができないことを理解しました。

※入札当日に、代理人の本人確認のため、公的な本人確認書類 (運転免許証、個人番号カード等) を入札会場に持参し、提示することに同意します。

様式第8号

## 入札辞退届

令和 年 月 日

(あて先)

掛川市長 久保田 崇 様

(入札参加資格者)

住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

私は、以下の入札対象物件の買受けについて、入札への参加を申し込みましたが、都合により、入札への参加を辞退します。

入札対象 物件番号	入札対象物件
学教1	第1期一人一台端末 (iPad 第8世代 Wi-Fi モデル) 計10,500台 ※付属品 (カバーキーボード、ACアダプタ、充電ケーブル等) を含む。

様式第9号

## 仕様書等に係る質疑書

令和 年 月 日

(あて先)

掛川市長 久保田 崇 様

(申込者)

住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

この度、掛川市が一般競争入札を行う「令和8年度 学校教育デジタル化推進事業 第1期一人一台端末等売買業務」における以下の入札対象物件の買受けについて、仕様書等に係る質疑書を提出いたします。御回答よろしくお願いたします。

入札対象 物件番号	入札対象物件
学教1	第1期一人一台端末 (iPad 第8世代 Wi-Fi モデル) 計 10,500 台 ※付属品 (カバーキーボード、ACアダプタ、充電ケーブル等) を含む。

番号	質疑
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	

※記入欄が不足する場合には、適宜、追加してください。

様式第 10 号

## 仕様書等に係る質疑回答書

令和 年 月 日

(あて先)

入札参加者 各位

(回答者)

掛川市長 久保田 崇

この度、掛川市が一般競争入札を行う「令和 8 年度 学校教育デジタル化推進事業 第 1 期一人一台端末等売買業務」における以下の入札対象物件の買受けについて、提出のあった仕様書等に係る質疑書について、回答いたします。

入札対象 物件番号	入札対象物件
学教 1	第 1 期一人一台端末 (iPad 第 8 世代 Wi-Fi モデル) 計 10,500 台 ※付属品 (カバーキーボード、AC アダプタ、充電ケーブル等) を含む。

番号	質疑	回答
(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		

## 入札参加資格なし理由請求書

令和 年 月 日

(あて先)

掛川市長 久保田 崇 様

(申込者)

住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

この度、掛川市が一般競争入札を行う「令和 8 年度 学校教育デジタル化推進事業 第 1 期一人一台端末等売買業務」における以下の入札対象物件の買受けについて、入札参加資格なし理由の回答を請求いたします。御回答よろしくお願いいたします。

入札対象 物件番号	入札対象物件
学教 1	第 1 期一人一台端末 (iPad 第 8 世代 Wi-Fi モデル) 計 10,500 台 ※付属品 (カバーキーボード、AC アダプタ、充電ケーブル等) を含む。

入札参加資格なし理由の請求

--

様式第 12 号

## 入札参加資格なし理由請求に係る回答書

令和 年 月 日

(あて先)

商号又は名称

代表者役職・氏名 様

(回答者)

掛川市長 久保田 崇

この度、掛川市が一般競争入札を行う「令和 8 年度 学校教育デジタル化推進事業 第 1 期一人一台端末等売買業務」における以下の入札対象物件の買受けについて、提出のあった入札参加資格なし理由請求について、回答いたします。

入札対象 物件番号	入札対象物件
学教 1	第 1 期一人一台端末 (iPad 第 8 世代 Wi-Fi モデル) 計 10,500 台 ※付属品 (カバーキーボード、AC アダプタ、充電ケーブル等) を含む。

### 入札参加資格なし理由の請求

--

### 入札参加資格なし理由の請求に係る回答

--

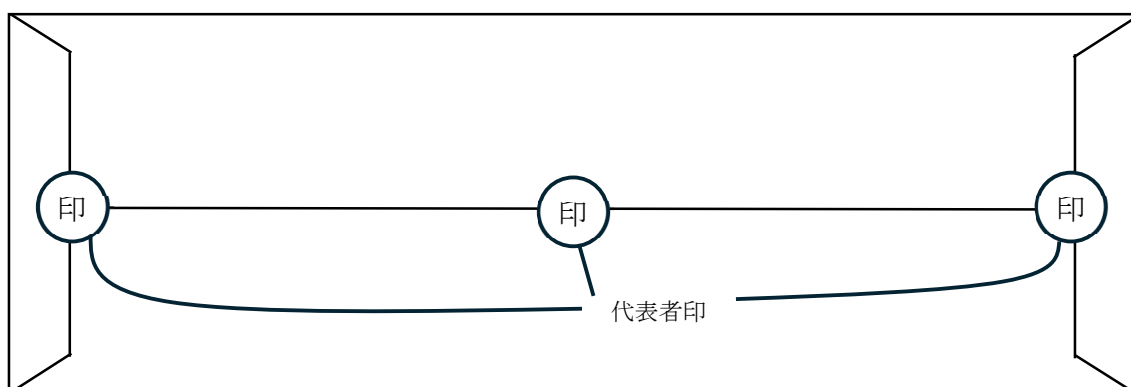
## 入札用封筒の記載及び封入方法

### 代表者が入札する場合

入札対象番号 学教1	令和8年5月1日
令和8年度 学校教育デジタル化推進事業 第1期一人一台端末等売買業務	入札書在中
掛川市長 久保田 崇 様	〒□□□-□□□□ ○○県○○市○○丁目○番地の○ ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>
受付番号 ○	

※長形3号封筒に入札書を三つ折りにして、封入口は液体のりで接着させること。

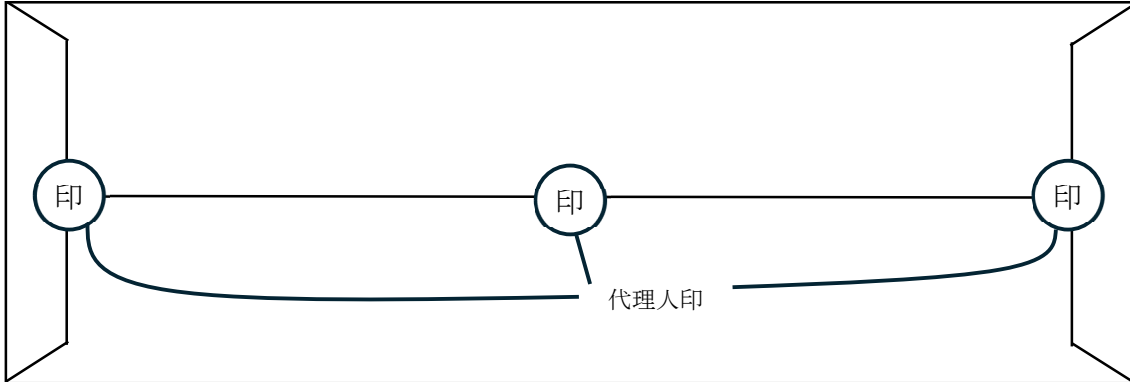
※「受付番号」は、掛川市教育委員会から送付された「一般競争入札参加資格通知書（様式第2号）」に記載のある番号を記載してください。



代理人が入札する場合

入札対象番号 学教1	令和8年5月1日
令和8年度 学校教育デジタル化推進事業 第1期一人一台端末等売買業務	入札書在中
掛川市長 久保田 崇 様	〒□□□-□□□□ ○○県○○市○○丁目○番地の○ ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 代理人 ○○ ○○ <input type="checkbox"/> 印
受付番号 ○	

- ※長形3号封筒に入札書を三つ折りにして、封入口は液体のりで接着させること。
- ※「受付番号」は、掛川市教育委員会から送付された「一般競争入札参加資格通知書（様式第2号）」に記載のある番号を記載してください。



## 入札物件調書

入札対象番号	予定価格（最低売却価格）
学教1	52,500,000円

入札対象物件	対象台数
<p>第1期一人一台端末 (iPad 第8世代 Wi-Fi モデル)</p> <p>※付属品(カバーキーボード、ACアダプタ、充電ケーブル等)を含む。</p> <p>(1) メーカー：Apple (2) 型番：MYLA2J/A (iPad 第8世代) (3) モデル：Wi-Fi モデル (4) 色：シルバー (5) OS：iPadOS (6) ストレージ：32GB (7) 購入時期：令和3年2月</p>	<p>計10,500台</p> <p>※付属品(カバーキーボード、ACアダプタ、充電ケーブル等)については、過不足があっても良いものとする。</p>

## 物品売買仮契約書（案）

物品の売買について、掛川市（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）との間に、次のとおり売買契約を締結する。

（契約の要領）

第1条 この契約の要領は、次のとおりとする。

（1）品名、規格及び数量等

品名	種類・形状・規格等	数量	単価	金額
iPad	【Apple】 MYLA2J/A（第8世代）	10,500台	円	円
小計	—	—	—	円
消費税及び 地方消費税額	—	—	—	円
合計	—	—	—	円

※詳細については、別紙「仕様書」のとおりとする。

（2）売買代金

円

（うち消費税及び地方消費税の額 円）

（3）履行期限

令和9年3月31日（水）

（4）履行場所

別紙1「回収場所及び回収端末数量一覧」のとおりとする。

（5）契約保証金の納付方法

乙は、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに、契約保証金円を納付しなければならない。

（6）売買代金の納付方法

乙は、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに、本書に記載の売買代金から契約保証金を差し引いた残額を納付しなければならない。

また、甲が指定する期限までに乙が納付しないときは、その納期限の翌日から起算して実際に納付した日までの日数に応じて、納付すべき金額に年3.0パーセントの割合を乗じて算出した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(履行期限の延長)

第2条 乙は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により、履行期限までに納入することができないときは、その理由を明らかにした書面をもって、履行期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、履行期限内にしなければならない。

(完了検査)

第3条 甲は、乙から提出されたデータ消去完了証明書の内容確認、契約保証金及び売買代金の入金確認をもって、本業務が履行されたものとする。

2 乙は、前項の検査に合格しないものについて、遅滞なくこれに対応しなければならない。

(危険負担)

第4条 前条の完了検査前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、全て乙の負担とする。

(違約金)

第5条 乙は、乙の責めに帰する理由により、履行期限内に売買物品を履行場所から回収しない場合は、甲に対して違約金を支払うものとする。

2 前項の違約金の額は、履行期限の翌日から起算して実際に履行した日までの日数に応じて、当該遅滞に係る物品の売買代金の総額に対し、1日につき1,000分の1を乗じて得た額とする。

3 前項の違約金の債務は、甲に支払金の債務があるときは、これを相殺することができるものとする。

(解除)

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。

(2) 前号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認めるとき。

(3) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「法」という。）第2条第2号に該当する団体であるとき。

(4) 乙が、個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）の者であるとき。

(5) 乙が、法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等の者であるとき。

(6) 乙が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者であるとき。

(7) 乙が、暴力団若しくは暴力団員等に対して、賃金等提供若しくは便宜供与する等直

接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者であるとき。

(8) 乙が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者であるとき。

(9) 乙が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者であるとき。

(10) 当該売却物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、法第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に無断で譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、仕様書等で定めのある場合又は事前に市長の承認を受けた場合については、この限りでない。

(費用の負担)

第8条 この契約の締結に要する費用、物品回収、データ消去作業、掛川市教育委員会が指定する保守業者との間で発生する運搬に要する費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、本件サービスの履行に関連して知り得た相手方の秘密情報を、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩してはならない。

(職務規律の保持)

第10条 乙は、本件業務に従事する乙の要員の教育指導に万全を期し、風紀及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

(取扱う情報の保護)

第11条 乙は、本契約による本件業務を遂行するため、掛川市教育委員会が定める学校教育情報セキュリティポリシー及び対策基準に係る事項を遵守しなければならない。

(権利の帰属)

第12条 本件業務により、作成される成果物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、乙に帰属するものとする。乙は、甲に対し本件業務の検査完了をもって当該成果物に関して非独占的使用権を付与する。甲は、この非独占的使用権により第三者に再使用許諾、複製、二次的著作物作成その他の形式で利用ことができ、かかる使用料は契約費用に含まれるものとする。

2 前項の定めにかかわらず、本件業務に利用されるプログラム、コンテンツ、画像、構成素材その他の著作物のうち、第三者が権利を有する著作権は、当該第三者に帰属するものとする。

3 本件業務の遂行過程においてなされた発明、考案、意匠の創作等の産業財産権を受け、甲が単独で行ったものは甲に、乙が単独で行ったものは乙に、甲乙が共同で

行ったものは甲乙の共有（均等持分）に帰属するものとする。

（合意管轄）

第13条 この契約に関する訴訟については、静岡県地方裁判所掛川支部を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第14条 この契約書、仕様書又は本契約の相手方を決定した入札の関係書類に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、必要に応じて甲乙協議の上、処理するものとする。

（特則）

第15条 この契約は、仮契約であって、掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第3条の規定により、掛川市議会の議決を経たときに本契約が成立するものとする。

2 甲は、議決日と本契約が成立した旨を乙に通知するものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

（甲）

掛川市長 久保田 崇

（乙）

# 仕 様 書

令和8年度 学校教育デジタル化推進事業  
第1期一人一台端末等売買業務

掛川市

令和8年4月

## 1 目的

掛川市では、文部科学省が主導する GIGA スクール構想を推進するため、令和 2 年度に市内小中学校の全児童生徒に対して一人一台端末 10,600 台を整備した。令和 7 年度には、端末管理機能（MDM）及びフィルタリングソフトに係るライセンス期間満了に伴い、第 2 期 GIGA スクール構想に向けた一人一台端末の機器更新を実施したため、令和 2 年度に整備した一人一台端末（以下、「第 1 期一人一台端末」という。）を再利用や再資源化等により、適切に処分する必要がある。

文部科学省、経済産業省、環境省から令和 5 年 10 月 26 日付けで発出された「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再利用又は再資源化）等について」の方針に沿って、本業務を適切に実施するものである。

## 2 事業担当部（課）

掛川市教育委員会 学校教育課

## 3 概要

- (1) 件名 第 1 期一人一台端末等売買業務
- (2) 特質等 本仕様書による

## 4 履行場所

掛川市内小学校（21 校）、掛川市内中学校（9 校）、掛川市教育委員会  
詳細については、別紙 1 「回収場所及び回収端末数量一覧」を参照すること。

## 5 履行期間

令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

## 6 受託条件

- (1) 受託者は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第 10 条第 3 項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、静岡県を含んでいるものに限る。）を受けていること。また、再資源化事業計画の認定申請時に、「使用済小型電子機器等の再使用」について申請を行い、許可を取得していること。
- (2) 入札参加申込時に、(1)の認定を受けていること等を証明する書類を掛川市教育委員会に提出すること。
- (3) 受託者が、小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコンやタブレット端末等の処分実績について、令和 8 年度までに年間 11,000 台以上の処分実績を有すること。

- (4) 入札参加申込時に、(1)の認定計画に基づくパソコンやタブレット端末等の処分実績について、令和8年度までに年間11,000台以上の処分実績を有することがわかる書類を掛川市教育委員会に提出すること。
- (5) 盗難や情報漏洩等を防止する対策として、作業場所全体を監視可能な防犯カメラの複数台設置、作業者の不正防止対策（記憶媒体の持ち込み又は持ち出し規制、入退室ログの管理、専用作業服の着用等）の実施、異常検知式の警備システムの導入等を行っていること。
- (6) 掛川市議会の議決を経て、正式に契約の効力が生じるものとし、議決されなかった場合は、契約の効力は生じないものとする。

## 7 スケジュール

- (1) 本仕様書に基づく入札結果により落札業者となった受託者と売買契約（仮契約）を締結する。
- (2) 売買契約（仮契約）の締結後、受託者と掛川市教育委員会で打合せを実施し、連絡体制・エスカレーション方法、作業スケジュール、作業内容、入金方法等について確認及び協議する。
- (3) 受託者との売買契約（仮契約）について、掛川市議会に議案を上程する。
- (4) 掛川市議会の議決後、打合せ内容に基づいて、各学校から回収し、データ消去、データ消去完了証明書発行等の作業を履行期限内に実施する。

## 8 業務内容

以下の仕様により処分作業を行い、履行期限までに遅滞なく本業務を完了させること。

打合せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 売買契約（仮契約）の締結後、受託者と掛川市教育委員会で打合せを実施し、連絡体制・エスカレーション方法、作業スケジュール、作業内容、入金方法等について協議する。</li> <li>(2) 第1回目の打合せで、連絡体制・エスカレーション方法について確認し、その内容がわかる資料のデータを掛川市教育委員会に提出すること。</li> <li>(3) 協議事項が生じた場合は、必要に応じて随時打合せを実施すること。</li> </ul>
回収作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 別紙1「回収場所及び回収端末数量一覧」に基づき、各学校から対象物品を回収すること。なお、第1期一人一台端末以外に、その付属品となるカバーキーボードや充電ケーブル類についてもセットで回収すること。付属品については、第1期一人一台端末の数量から過不足があっても良いものとする。</li> </ul>

	<p>(2) 回収物品については、別紙2「売却物品仕様一覧」を参照すること。</p> <p>(3) 回収作業の作業内容、作業方法、作業時期等については、受託者と掛川市教育委員会の打合せにおいて協議すること。</p> <p>(4) 回収場所については、各学校が指定する場所（1か所）とする予定である。なお、回収方法に係わらず、回収時に各学校にある学校給食運搬用のエレベーターを使用することは、本来の用途への影響を鑑みて不可とする。</p> <p>(5) 回収作業のため学校訪問する場合は、事前に訪問日、訪問人数、作業場所、準備事項等について、掛川市教育委員会に連絡すること。</p> <p>(6) 回収作業の際に、訪問先施設の建造物及び物品、その他物件に損害を与えた場合は、当該施設管理者及び掛川市教育委員会に速やかに報告するとともに、受託者負担で速やかに現状復旧すること。</p> <p>(7) 第1期一人一台端末の所有権について、売買代金の全額について、納付の確認ができた時点で、売却物件の所有権が移転するものとする。</p> <p>(8) 不明点等がある場合には、随時協議すること。</p>
データ消去作業	<p>(1) 別紙1「回収場所及び回収端末数量一覧」に基づき、各学校から回収した第1期一人一台端末について、作業ログの取得が可能な専用ソフトウェアを使って、上書き消去方式、ブロック消去方式、暗号化消去方式等の方法で確実にデータ消去作業を行うこと。</p> <p>(2) データ消去作業に使用する専用ソフトウェアは、一般的に入手可能な復元ツールの利用を超えた研究所レベルの攻撃からも耐えられるレベルでデータを抹消可能なソフトウェア（Blancco等）を使用すること。</p> <p>(3) 掛川市教育委員会が定める学校教育情報セキュリティポリシー及び対策基準に沿って作業すること。</p> <p>(4) 故障等により、上書き消去方式等が不可能な端末については、物理的破損（SSD・eMMCを使用している端末は2mmを目安に粉碎処理する）を行う等、データ復旧が不可能な状態にし、当該端末に保存されている可能性のあるデータの重要性分類に応じて、適切な消去方法を採用すること。</p>

	<p>(5) 第1期一人一台端末の筐体に貼付されている識別シール等についても、確実に剥がすこと。</p> <p>(6) 各学校から回収した第1期一人一台端末について、データ消去作業時に端末管理機能（MDM）の管理が正常に外れておらず、第1期一人一台端末に設定が残っている可能性がある。その際に、掛川市教育委員会が指定する保守業者と連携して、端末管理機能（MDM）の解除作業を実施すること。なお、端末管理機能（MDM）の管理を外す設定については、令和8年2月末に一括作業を行い、対象台数を減らすように各学校と連携している。</p> <p>(7) 端末管理機能（MDM）の管理が正常に外れておらず、第1期一人一台端末に設定が残っている端末が発生した場合は、掛川市教育委員会が指定する保守業者と連携して該当端末の引渡しを行い、端末管理機能（MDM）の解除作業後、当該保守業者からの該当端末返却後に、処分作業を再開させること。</p> <p>(8) 端末管理機能（MDM）の解除作業を実施する際には、両者が可能な範囲で随時作業すること。</p> <p>(9) 該当端末の引渡しに係る費用については、本業務に含めるものとする。</p> <p>(10) データ消去作業完了後は、端末毎の個体番号、消去方法、消去完了日時、作業名等が記載されたデータ消去完了証明書を作成し、掛川市教育委員会にデータで提出すること。なお、必要な情報が記載されていれば、一覧形式での提出であっても構わないものとする。</p> <p>(11) 不明点等がある場合には、随時協議すること。</p>
買取	<p>(1) 本仕様書に基づき、各作業費も踏まえた第1期一人一台端末の売買金額を入札時に提示すること。</p> <p>(2) 入札時に提示した売買金額について、売買契約（仮契約）の締結後、社会情勢や市場ニーズの変化により、変動することがないこと。</p> <p>(3) (2)について、故障率が全体の回収台数に対して5パーセントに達した場合は、その限りではない。なお、「故障」の考え方については、「画面が割れている」「画面が湾曲している」「画面がブラックアウトして起動しない」等の症状を想定している。</p> <p>(4) 端末管理機能（MDM）の管理が正常に外れておらず、第1期一人一台端末に設定が残っている端末が発生した場合は、掛川市教育委員会が指定する保守業者と連携して該当端末の解除作業を行</p>

	<p>うため、特段の理由がない限り、(3)で示した故障率に含めないこと。</p> <p>(5) 契約保証金及び売買代金の取扱いについては、入札関係書類等で提示するものとする。</p> <p>(6) 不明点等がある場合には、随時協議すること。</p>
--	--

## 9 業務完了確認

乙より提出されたデータ消去完了証明書の内容確認、契約保証金及び売買代金の入金確認をもって、本業務が履行されたものとする。

## 10 提出資料

以下の仕様により、掛川市教育委員会に提出すること。

項番	名称	概要	提出時期
1	連絡体制図・エスカレーション方法	第1回目の打合せで、連絡体制・エスカレーション方法について確認し、その内容がわかる資料のデータを掛川市教育委員会に提出すること。	第1回打合せ後
2	作業スケジュール表	打合せで協議した内容をもとに作業スケジュールを作成し、その内容がわかる資料のデータを掛川市教育委員会に提出すること。なお、変更があった場合には、随時更新すること。	掛川市議会議決まで
3	データ消去完了証明書	端末毎の個体番号、消去方法、消去完了日時、作業名等が記載されたデータ消去完了証明書を作成し、掛川市教育委員会に提出すること。なお、必要な情報が記載されていれば、一覧形式での提出であっても構わないものとする。	業務完了時
4	契約保証金及び売買代金の入金を証明する書類	掛川市教育委員会の指定する口座に受託者から契約保証金及び売買代金を入金したことが証明できる書類を掛川市教育委員会に提出すること。	別途指定

## 11 秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務を遂行するうえで知り得た情報、資料、秘密、個人情報等について、その秘密を保持するものとし、掛川市教育委員会の許可なく第三者に提供、開示、漏洩してはならない。
- (2) 当該機密情報については、本業務を遂行するために必要な範囲に限り使用するものとし、複製、複写又は改変が必要な場合には、掛川市教育委員会から書面による承諾を受けなければならない。
- (3) 本仕様書による売買契約の終了後であっても同様の扱いとする。

## 12 その他

- (1) 受託者は、本業務に係る作業者に対して、個人情報の取扱いに関する研修等を実施したうえで作業に従事させること。
- (2) 本仕様書に基づく業務により第三者に与えた損害は、掛川市教育委員会の責に帰すべきものを除き、受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、掛川市教育委員会と協議のうえ決定するものとする。

(別紙1)

## 回収場所及び回収端末数量一覧

項番	学校名	住所	電話番号	数量	回収場所
1	掛川市立日坂小学校	掛川市大野 3-1	0537-27-1022	77 台	別途指定 (1か所)
2	掛川市立東山口小学校	掛川市逆川 1012-1	0537-27-0026	175 台	別途指定 (1か所)
3	掛川市立西山口小学校	掛川市成滝 145	0537-22-6629	622 台	別途指定 (1か所)
4	掛川市立上内田小学校	掛川市上内田 3325	0537-22-5268	148 台	別途指定 (1か所)
5	掛川市立城北小学校	掛川市水垂 178	0537-22-3357	669 台	別途指定 (1か所)
6	掛川市立第一小学校	掛川市掛川 1108-1	0537-22-7231	725 台	別途指定 (1か所)
7	掛川市立第二小学校	掛川市大池 438-1	0537-22-3258	419 台	別途指定 (1か所)
8	掛川市立中央小学校	掛川市下俣 633	0537-23-0215	626 台	別途指定 (1か所)
9	掛川市立曾我小学校	掛川市領家 384	0537-22-3642	237 台	別途指定 (1か所)
10	掛川市立桜木小学校	掛川市下垂木 1472-1	0537-22-4322	704 台	別途指定 (1か所)
11	掛川市立和田岡小学校	掛川市吉岡 639-2	0537-26-2649	182 台	別途指定 (1か所)
12	掛川市立原谷小学校	掛川市本郷 561-1	0537-26-0005	284 台	別途指定 (1か所)
13	掛川市立西郷小学校	掛川市上西郷 2606-2	0537-28-0821	504 台	別途指定 (1か所)
14	掛川市立倉真小学校	掛川市倉真 3774	0537-28-0921	91 台	別途指定 (1か所)
15	掛川市立土方小学校	掛川市上土方 286-1	0537-74-2023	187 台	別途指定 (1か所)
16	掛川市立佐束小学校	掛川市小貫 1474	0537-74-2026	151 台	別途指定 (1か所)
17	掛川市立中小学校	掛川市中 3080	0537-74-2644	114 台	別途指定 (1か所)
18	掛川市立大坂小学校	掛川市大坂 5667	0537-72-2518	365 台	別途指定 (1か所)
19	掛川市立千浜小学校	掛川市千浜 5849	0537-72-2014	182 台	別途指定 (1か所)
20	掛川市立横須賀小学校	掛川市横須賀 1110	0537-48-2049	293 台	別途指定 (1か所)
21	掛川市立大淵小学校	掛川市大淵 5602	0537-48-2045	139 台	別途指定 (1か所)
22	掛川市立栄川中学校	掛川市本所 538	0537-27-0014	155 台	別途指定 (1か所)
23	掛川市立東中学校	掛川市葛川 1039	0537-22-5158	693 台	別途指定 (1か所)
24	掛川市立西中学校	掛川市下俣 1007-1	0537-22-7258	637 台	別途指定 (1か所)
25	掛川市立桜が丘中学校	掛川市富部 716	0537-22-6278	480 台	別途指定 (1か所)
26	掛川市立原野谷中学校	掛川市寺島 15	0537-26-0011	146 台	別途指定 (1か所)
27	掛川市立北中学校	掛川市上西郷 220-2	0537-24-1915	605 台	別途指定 (1か所)
28	掛川市立城東中学校	掛川市下土方 680	0537-74-2054	254 台	別途指定 (1か所)
29	掛川市立大浜中学校	掛川市大坂 1147	0537-72-2509	326 台	別途指定 (1か所)
30	掛川市立大須賀中学校	掛川市横須賀 1007	0537-48-2561	295 台	別途指定 (1か所)
31	掛川市教育委員会	掛川市長谷 1-1-1	0537-21-1156	15 台	別途指定 (1か所)
合 計				10,500 台	

## 売却物品仕様一覧

項番	項目	内容
1	第1期一人一台端末	(1) メーカー：Apple (2) 型番：MYLA2J/A (iPad 第8世代) (3) モデル：Wi-Fi モデル (4) 色：シルバー (5) OS：iPadOS (6) ストレージ：32GB
2	その他	(1) 付属品(カバーキーボード、ACアダプタ、充電ケーブル等)については、第1期一人一台端末とセットで回収すること。なお、付属品については、過不足があっても良いものとする。 (2) 各学校からの回収時期については、令和8年7月(掛川市議会の議決後)を予定している。スケジュールの都合により、予定より遅くなる可能性もある。